平成２９年（フ）第１３９７号
東京都羽村市富士見平２丁目９番地羽村団地17―504
債務者　川村　泰二
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７４号
東京都日野市南平７丁目５番地の５グリーンコープ伊登屋101
債務者　松岡　　哲
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５３号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目３番14号
債務者　大城　柾貴
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４８４号
東京都八王子市八日町６番３号クリオ八王子壱番館1101号
債務者　小川奈緒美
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第５６５号
仙台市泉区西田中字萱場中25番地の５
破産者　株式会社中山カトウ
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目33番５―103号
破産者　カムラッド株式会社
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
群馬県桐生市元宿町６番26号
破産者　有限会社井口機工
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３３５号
埼玉県越谷市大字南荻島字左敷田396番地１
破産者　有限会社ケーフラッツ
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
広島市中区本通７―29アイビービル７Ｆ
破産者　株式会社ナスカ・コーポレーション
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
千葉県成田市三里塚43番地
破産者　有限会社並木製パン工場
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６２３３号
神奈川県横浜市西区高島２丁目３番22号
破産者　株式会社デジレントサーブ
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２３４号
東京都西東京市北町２丁目10―20　増田ヴィレッジＦ号
破産者　苫田賢太郎
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２４６号
東京都新宿区西新宿１丁目25番１号
破産者　株式会社エメ
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９８７号
東京都杉並区下井草２丁目18―17　桂ハイム13
破産者　館岡　俊一
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０３４号
東京都豊島区高松３丁目１番16号
破産者　有限会社片岡畳店
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０３５号
東京都板橋区幸町45―25―307
破産者　黒谷　昌伸
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２００号
東京都足立区保塚町９―28―205
破産者　佐久間和己
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２１５号
東京都練馬区谷原１丁目21―２
破産者　瀬川由美子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２４１号
東京都北区赤羽１丁目66―４―402　豊田ビル
破産者　石井　　弘
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２４５号
東京都中野区中野６丁目18―17
破産者　岡田奈津紀（旧姓栗田）
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部